

民生委員・児童委員にインタビュー

みんなの
やりがいは？

“今自分ができること”を考えて

民生委員になる前は、2軒先に誰が住んでいるかも知らない状況でした。どこにどんな方が住んでいるかなど地域のことを深く知ることができたのは自分にとって良い経験。今まで誰かがやってきてくれて、今がある。そして、今自分ができるとは何か。さらに次へつないでいく使命があると思い、活動をしています。



Kさん 2期目

この活動を通して出会えた宝物

大変なこともあります、「ありがとう」と言ってもらえた時、それがやりがいにつながっています。この活動をしていなかったら、地域の方と話すことも、手を振ることもなかったと思うと、活動して良かったと思えます。「行く道ぞ」(自分もいずれは民生委員・児童委員のお世話になるときがある)そう思って日々活動しています。



Iさん 7期目

たくさんの方から信頼されることがうれしい

「今日も来てくれたの」と言葉をかけてくれたり、街中で会った時は手を振ってくれたり、地域の方と友だちのように接することができるのも、この活動をしていたから。たくさんの方から「信頼されている」ということは私にとって誇りです。勉強会や視察の機会もあり、自分自身も成長できています。



Tさん 6期目



地域を“見守る”
“つながり”をつくる

民生委員 児童委員

～地域のために今できること～

民生委員・児童委員さんへの“ありがとう”のきもち

皆様からいただいた情報や相談から**何人もの方が支援につながっています**。本当にありがとうございます。皆様のお力なくして福祉行政は成り立たないことがよく分かりました。

行政職員

家族のように大きな愛情で見守ってくださり、ありがとうございます。人は垣根なく、心でつながっていけるのだと、教えて下さりました。民生委員・児童委員さんは、**地域のお父さん・お母さん**。ありがとうございます！

社協職員

地域の中で、民生委員さんの存在は大きく、いつも地域の楽しみ事を考えてくれています。自治会・民生委員・消防団…みんなでひとつのことをやり遂げる。**一致団結**して地域を盛り上げて行きたいですね。

連合自治会長



民生委員・児童委員とは？

自分の住む担当地域で、行政や社会福祉協議会の職員などと協力し、住民の困りごとや心配ごとについての相談相手となり、必要な場合には適切な支援を利用できるよう、専門機関を紹介するなど、地域のつなぎ役として活動しています。(地域の方々の困りごとを自ら解決するわけではありません。)
厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員として活動しており、無報酬ですが、活動に必要な交通費や通信費などの実費は支給されています。また民生委員は、子どもの見守りや、子育てについての相談にのる「児童委員」を兼ねているため、「民生委員・児童委員」という呼び方をします。



民生委員・児童委員活動に興味を持たれた方は、お住まいの市町の担当窓口か、下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ先
三重県民生委員児童委員協議会
(三重県社会福祉協議会内)
TEL 059-227-5145/FAX 059-227-6618
三重県子ども・福祉部地域福祉課
TEL 059-224-2256/FAX 059-224-3085

三重県 民生委員 検索

お住まいの市町の
担当窓口は
コチラから



もっと詳しく紹介している
ハンドブックや動画もあるよ！

まるごと
ハンドブック オリジナル動画



制度の紹介



Q 民生委員・児童委員の任期は何年？

A 民生委員法で任期は**3年**と決められています。3年に1度、12月1日に行われる**一斉改選**で、新しい委員が選ばれます。

Q 民生委員・児童委員の平均年齢は？

A 三重県における平均年齢は**約66歳**。退職後に活躍している人がたくさんいる一方で、子育てや仕事をしながら活動している20代から50代の人でも500人以上います。
(※2022年12月1日の一斉改選時データ)

Q 三重県には何人の民生委員・児童委員がいる？

A 県全体では**約4,000人**の方々が活動しています。(市町ごとの委員の数は、県の条例で決められています。) その中には、子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する“主任児童委員”も含まれています。



Q 民生委員・児童委員になるために資格は必要？

A 特別な免許や資格は必要ありませんが、同じ“地域住民”という立場で訪問活動をしたり相談にのったりするので、その市町に住んでいる18歳以上の方の中から**地域の推薦**により選ばれます。

Q 民生委員・児童委員は1人で活動している？

A いいえ。お互いに支え合い、協力し合えるよう、県内約150地域に**民生委員児童委員協議会 (= 地区民児協)**という組織があり、委員同士が定期的に集まり、日頃の活動について意見交換などを行っています。また、市役所・町役場の職員や、市町社会福祉協議会の職員なども、日々の活動をサポートしています。



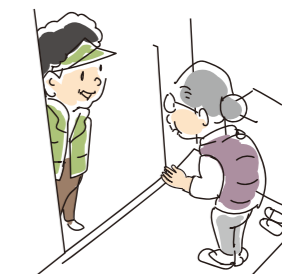
活動内容の紹介

民生委員・児童委員の大切な役割は、地域の人たちの困りごとをすばやくキャッチして、専門機関や必要な福祉サービスなどに**「つなぐ」**ことなんだ。そのため、行政や市町社会福祉協議会の職員などと連携して、次のような活動を行っているよ。



1 地域を“見守る”

一人暮らしの高齢者や支援を必要とする方のお家などを定期的に訪問する**見守り活動**。

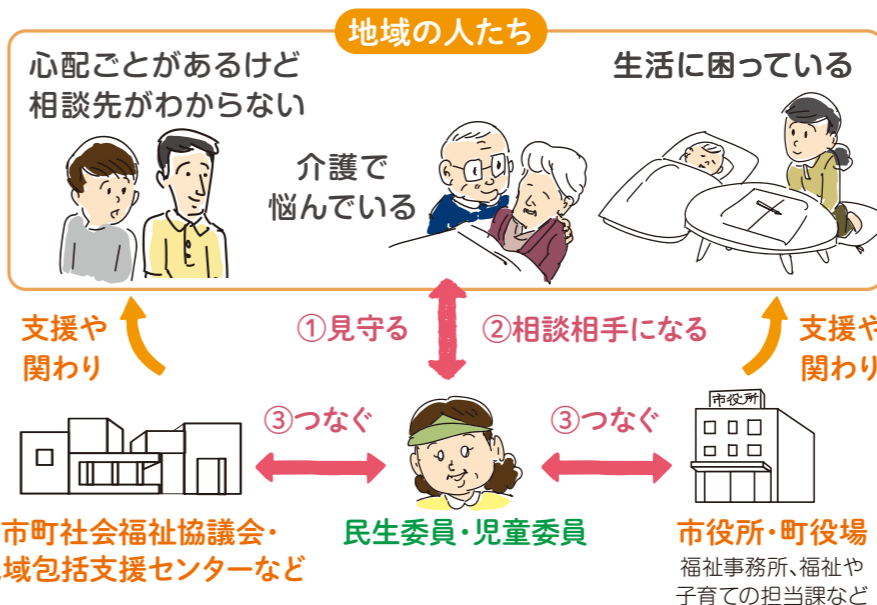


2 思いを受け止める

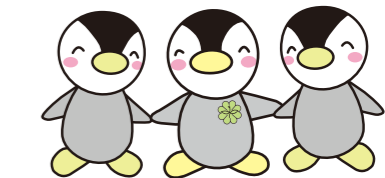
地域の人たちの生活の困りごとや心配ごとについて、住民の立場に立って**相談相手**になる。

3 “つながり”をつくる

適切な支援やサービスにつながるよう、**相談先の紹介**や**行政への情報提供**などを行う。



地域の人たちの困りごとを、民生委員・児童委員が自分で解決するんじゃないだよ！ 行政や市町社会福祉協議会などに**情報をつなぐ**、“パイプ役”として活動しているよ！



子育て家庭と地域のつなぎ役

『主任児童委員』

“主任児童委員”とは？

子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する民生委員・児童委員のことです。県内約4,000人の民生委員・児童委員のうち、約350人が主任児童委員として活躍しています。



児童福祉法で役割などが定められていて、保健師や看護師、保育士、教員などの資格を持つ人以外にも、子育てに理解や熱意を持った人たちが、行政と連携して、赤ちゃんの生まれた家庭を訪問して相談相手になるなどの活動を行っています。

他にもいろいろな活動に関わっています！

行政への協力

福祉事務所や児童相談所、市役所・町役場の福祉・子育て担当課などから依頼があった場合には、可能な範囲で情報提供をするなどの協力をしています。



地域活動への参加・協力

日頃から地域の人たちとの“つながり”を持つため、多くの委員が、高齢者サロンや子ども食堂、コミュニティカフェなどの地域活動に参加・協力しています。



地域の状況や行政からの依頼内容などによって、民生委員・児童委員の活動内容はそれぞれ特色があるんだよ。

